



わが家の耐震対策

木造住宅の耐震診断費補助のご案内

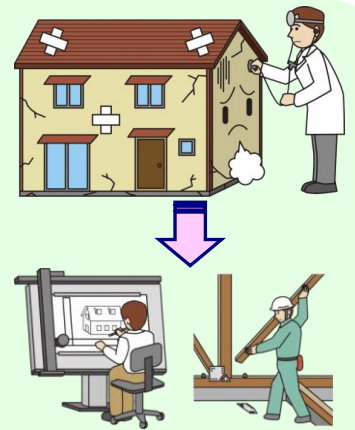
地震に備えましょう！

福山市

1981年（昭和56年）5月31日以前に着工された住宅は、建築基準法改正前の旧基準で建てられています。そのため、耐震性が低い建物が多く、耐震診断を受けた住宅の約8割が「倒壊する可能性がある」と判定されています。耐震診断は、耐震改修が必要かどうかを判定することが目的です。耐震診断で住まいの安全性を確認しましょう。

住まいの耐震診断と安全対策

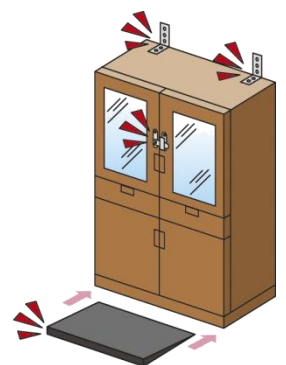
- ◆ 1981年（昭和56年）以前に建築された住宅は、まず耐震診断をしましょう。
- ◆ 耐震診断で住まいの壊れやすい部分に分かります。危険な所で就寝しないようにしましょう。
- ◆ 倒壊する可能性があるとして診断された場合は、住まいが倒壊しないように耐震改修（補強工事）をしましょう。



まずは、身近な耐震対策を！

- ◆ 家具などが転倒、落下のおそれがないか点検して、危険なものは、支え棒・転倒防止安定板などで固定しましょう。
- ◆ 寝室などから避難する経路が、転倒した家具などで塞がれないか、ガラスが飛散して避難の障害とならないか点検して、家具の配置を工夫したり、ガラスには飛散防止フィルムを貼るなどしましょう。
- ◆ ブロック塀が倒壊しないよう、高さ、厚さ、基礎・控え壁の有無及び傾き・ひび割れはないか点検して、異常があった場合は、専門業者に相談するなど、安全対策を講じましょう。

支え棒



転倒防止安定板



申し込み
相談窓口

福山市建設局 建築部 建築指導課

T E L : 084-928-1103 F A X : 084-928-1735

E-mail : kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp

木造住宅 耐震診断費補助のご案内

わが家の耐震性を 確認しましょう

耐震診断費の一部を補助します

耐震診断とは

建築士等（福山市木造住宅耐震診断資格者）が設計図や目視等によって、壁の強さやバランス、接合部の状況、劣化状況等を調査・検査し、耐震改修の要否を判定することです。



1. 「福山市木造住宅耐震診断費補助制度」の概要

地震の際の住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、市民の皆さんが自ら行う、一定の要件を満たす木造住宅（戸建住宅又は併用住宅）の耐震診断について、耐震診断資格者が実施する耐震診断に要する費用の一部を補助する制度です。なお、**耐震診断に先立って、市への補助金交付申請が必要となります。**

2. 補助の対象となる建築物

市内に存する1981年（昭和56年）5月31日以前に着工された戸建木造住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅の場合、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）で、下記の要件すべてに該当するもの。

- ・申請者（法人は除く）が所有していること（市税の滞納がないこと）
- ・構造が木造在来軸組構造又は伝統的構造であること（ツーバイフォー構造、プレハブ工法は除く）
- ・地階を除く階数が2以下であること

3. 木造住宅耐震診断資格者の選定

補助金交付の対象となる耐震診断は、市に登録した木造住宅耐震診断資格者が実施するものに限ります。

このため、耐震診断を行う木造住宅耐震診断資格者を「福山市木造住宅耐震診断資格者名簿」の中から選定していただきます。

4. 補助金の交付対象となる耐震診断の方法

一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻暦応答計算による方法を除く。）に基づいて実施する耐震診断です。

※申請年度の2月末までに耐震診断を完了し、実績報告書を提出していただく必要があります。

5. 補助金の額

耐震診断に係る補助額は、耐震診断に要する経費の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以内となります。ただし、**6万円が上限となります**

※補助制度は年度ごとに見直しをするため、内容が変更になることがあります。